

証券コード 5941
2023年6月9日

株 主 各 位

大阪市生野区巽南五丁目4番14号

株式会社 **中西製缶所**

代表取締役社長 中 西 一 真

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nakanishi.co.jp>
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中西製作所」又は「コード」に当社証券コード「5941」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。（株主優待制度を導入したことにより株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階
TKPガーデンシティ大阪OAPタワー
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第67期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、コロナ禍の収束に伴う行動制限の緩和等に伴い、社会活動の正常化が進み、持ち直しの動きが見られるものの、資源価格の高騰や円安による物価の上昇、各国の政策金利の引き上げによる世界的な景気後退懸念等により、不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社におきましては、社会状況も踏まえつつ、総合厨房機器メーカーとして、得意とする省人化された効率的な大量調理・洗浄システムはもとより、食中毒や異物混入問題といった以前から注目されている「食の安全・安心」の課題克服にも目を向け、様々な顧客ニーズに対応した厨房機器・厨房システムの提案を心がけ、営業部門、生産部門および管理部門の各部門が一体となって業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、学校関連の受注が主軸を保つなか、食品工場関連の受注が伸びたこと、外食関連の受注が好調であったことから、売上高は過去最高の306億68百万円（前年同期比2.0%増）となりました。しかし、利益面につきましては、原材料高騰の影響を受けて売上総利益率が低下するなか、人員の増強や行動制限の緩和等により販管費が増加し、営業利益は10億72百万円（前年同期比34.6%減）、経常利益は11億93百万円（前年同期比32.0%減）、当期純利益は8億3百万円（前年同期比28.1%減）となりました。

(品目別売上高の状況)

(単位：百万円)

品目別	第66期(2022年3月期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		第67期(2023年3月期) (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	
		%		%
洗浄機・消毒機	4,751	15.8	4,015	13.1
調理機器	13,526	45.0	14,426	47.0
その他	11,682	38.8	12,127	39.6
業務用厨房機器 製造販売事業(計)	29,960	99.6	30,569	99.7
不動産賃貸事業(計)	114	0.4	99	0.3
合計	30,074	100.0	30,668	100.0

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 64 期 (2020年3月期)	第 65 期 (2021年3月期)	第 66 期 (2022年3月期)	第67期(当期) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	29,297	28,641	30,074	30,668
経 常 利 益 (百万円)	1,400	1,416	1,755	1,193
当 期 純 利 益 (百万円)	920	931	1,117	803
1株当たり当期純利益 (円)	145.99	147.76	177.34	127.44
純 資 産 (百万円)	15,508	16,379	16,951	17,626
総 資 産 (百万円)	25,356	25,919	25,883	26,133
1株当たり純資産額 (円)	2,460.65	2,598.89	2,689.62	2,796.82

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、コロナ禍の収束に伴い、世界的に人とモノの移動が活発化すると思われませんが、歴史的な物価高がいつ収まるのか不透明で、今後も極めて不確実性の高い経済環境が続くものと予測されます。

このような状況のなかで、当社は、近年のフードテックへの世界的な意識の高まりをとらえて、従来から取り組んでいる、より人手に頼らず、業務の効率化に対する研究開発に力を入れて、衛生的で省人化された厨房システムのご提案を積極的に行ってまいります。また、長期的な大きな設備投資として老朽化した奈良工場の移転先の検討や大阪本社の建替え等も検討しております。

そして、国連で採択されたサステナブル（持続可能）な社会を目指したSDGsの課題目標の達成に寄与するべく、環境にも配慮した省エネタイプの製

品開発等に力を注いでまいります。このような取り組みを通して主要販売先である学校・病院・事業所・外食産業分野への厨房システムの販売力強化に向けて、営業部門、生産部門および管理部門の各部門が一体となって取り組み、業績向上に向けてまい進する所存でございます。

また、業績向上への意識ばかりではなくESGの考え方にも配慮して、社会課題の解決に貢献しつつ、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けても行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、集団給食設備・衛生水道設備の設計施工および総合厨房機械器具・食品加工機械器具の製造ならびに販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

本 社	東京、大阪
支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北関東（さいたま市）、東関東（千葉市）、東京、名古屋、大阪、中四国（広島市）、九州（福岡市）
営 業 所	旭川、釧路、帯広、北見、青森、盛岡、秋田、山形、福島、いわき、宇都宮、群馬（高崎市）、新潟、杉並、練馬、多摩（府中市）、横浜、長野、富山、金沢、福井、岐阜、静岡、伊東、津、伊賀、京都、神戸、奈良（大和郡山市）、岡山、山口、徳島、高松、松山、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
工 場	奈良（大和郡山市）、群馬（伊勢崎市）
物 流 セ ン タ ー	三重（伊賀市）

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
595名	4名増	40.8歳	12.1年

(注) 上記使用人数には、嘱託25名ならびにパートタイマー19名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,306,000株
(3) 株主数 1,508名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,017千株	16.1%
中西一真	550千株	8.7%
中西製作所取引先持株会	538千株	8.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	479千株	7.6%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	400千株	6.3%
中西昭夫	326千株	5.1%
株式会社みずほ銀行	301千株	4.7%
フクシマガリレイ株式会社	185千株	2.9%
日本生命保険相互会社	160千株	2.5%
中西製作所従業員持株会	158千株	2.5%

(注) 持株比率は自己株式 (3,629株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西 一 真	営業本部長
取締役	平山 康 雄	株式会社アイチ製菓機械 代表取締役社長
取締役	上村 辰 也	生産本部長 有限会社三協機設代表取締役社長
取締役	辻井 一 成	堂島総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役	長昌 ル ミ	社会福祉法人隆生福社会理事
監査役（常勤）	松田 陽 一	
監査役	森 巖	
監査役	上願 敏 来	上願敏来税理士事務所代表 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外監査役
監査役	辻坂 清 志	弁護士法人権藤&パートナーズ パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役辻井一成および取締役長昌ルミの両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森巖、監査役上願敏来および監査役辻坂清志の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上願敏来氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役辻井一成、取締役長昌ルミ、監査役上願敏来および監査役辻坂清志の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役および社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等は次のとおりであります。
- ・当社は、当社と当社の非連結子会社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。
 - ・保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。
7. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、監査役権藤健一および横林史郎の両氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2022年6月29日開催の第66期定時株主総会において、新たに上願敏来および辻坂清志の両氏は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役	55	4	51	—	5
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(—)	(—)	(2)
監査役	14	14	—	—	6
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(—)	(—)	(5)
合 計	70	19	51	—	11
(うち社外役員)	(12)	(12)	(—)	(—)	(7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
4. 取締役および監査役の報酬等の総額には、2022年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名の在任中の報酬等が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役4名（うち社外監査役3名）であります。
5. 当社の業績連動報酬の実績といたしましては、下記（注）6.の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり、当事業年度の業績連動報酬には営業利益の実績値を基準に、役職ごとに7段階に予め用意された報酬額のテーブルによって、自動的に算定されております。なお、営業利益を基準にした理由は、営業活動の成果を直接的に反映し、各担当役員のインセンティブとして機能しやすい指標であるためであります。
6. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
 当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を下記のとおり、決議しております。
 また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- a. 基本方針
 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととする。なお、報酬は、決定額を月額換算して毎月支払うこととし、賞与支給は行わない。

b. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役は、業績（営業利益）等を基準に7段階で評価する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記の方針に基づき、個人別の報酬等の額については、代表取締役社長の中西一真氏が、その具体的内容の決定権の委任を受けるものとする。

なお、委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野の評価を上記の方針の基準に従って決定するのに適しているからである。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	辻 井 一 成	取締役会9回中9回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	長 昌 ル ミ	取締役会9回中9回出席し、長年にわたる会社経営の豊富な知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	森 巖	取締役会は9回中9回、監査役会は6回中6回それぞれ出席し、他社において培われた豊富な知識・経験に基づく助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	上 願 敏 来	取締役会は6回中6回、監査役会は4回中4回それぞれ出席し、税理士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	辻 坂 清 志	取締役会は6回中6回、監査役会は4回中4回それぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 社外監査役上願敏来および辻坂清志の両氏は、2022年6月29日開催の第66期定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は4回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2022年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度における監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比、当事業年度の監査計画における監査日数および報酬額の見積りの相当性等について検討の結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を策定し、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底し、内部監査室がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

監査役および内部監査室は連携しコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書または電磁的媒体に記録し保存する。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを体系的に管理するため、「与信管理規程」等のリスクに対する関連諸規程に基づき、内部監査室が全社的なリスクを総括して管理する。

内部監査室は監査役と連携をとりながら各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、各部門取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。

各部門取締役は、取締役会および本部長会において定期的に報告し、施策および効率的な業務の執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や法令ならびに定款に違反する行為を認知した場合、直ちに監査役に報告するものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定の手順や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務の執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

また、監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

なお、監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務の処理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- ・取締役会を9回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- ・監査役会を6回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。
- ・財務報告に係る内部統制評価の実施および評価結果の検討等のために本部長会で適宜審議いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、昭和21年（1946年）11月の戦後学校給食の再開された年に、給食用アルミ食器の販売を目的として創業され、その後、1958年8月に業務用厨房機器の製造及び販売を目的として会社組織に再編される形で、大阪府大阪市生野区（現在の本店所在地）に設立されました。

その後、学校給食用の大量調理用機器として、調理機、洗浄機、また、

日本初となる熱風消毒保管機を開発し、自動フライヤー、自動炊飯システムといった省力化・省人化システムの開発にもいち早く取り組んで参りました。また、当社の戦略製品である連続式過熱水蒸気調理機のSVロースターは学校給食だけでなく、弁当・惣菜工場など短時間で大量の調理を行う必要があるお客様に広く導入されております。

こうした開発への努力が実を結び、当社のお客様は、学校給食センターなどの学校給食分野や医療や老人福祉関連などの病院給食分野、学生食堂・社員食堂などの事業所給食分野だけでなく、大手外食チェーン店などの外食産業や、食生活の多様化を背景に惣菜やレトルト食品、コンビニ弁当などを調理する食品工場など多岐にわたっております。

また、コロナ禍によって、経済格差と栄養状態の格差の関係も注目を集めるようになりましたが、当社は食事において安価な値段で誰もが適正な栄養を補給できる社会の実現を目指すべきと考えております。これをひとつの形として実現しているのが学校給食制度であり、当社は、世界的にも注目をされている日本の学校給食制度を支える企業としての自覚と自負を持って日々の業務に励んでおります。

当社では、当社の強みを、単なる機械メーカーに留まらず、お客様の課題に対して「提案」、「設計」、「施工」、「開設支援」を一貫してご提供できる点にあると考えており、業態や地域を超えて様々な分野の厨房を「トータルサポート」できることが当社の企業価値の源泉のひとつであると考えております。

また、全国に展開した販売網を基盤として、時代の流れやマーケットニーズを的確に捉えた製品やトータルシステムの開発を進められる「企画・開発力」、そして全国の学校給食インフラの維持・サポートを行う「メンテナンス力」が、当社の企業価値の源泉の重要な要素となっていると考えております。

当社では、「われわれは、切磋琢磨して、斬新なアイデアを提供できる企業人となり、万人の食生活をますます豊かにすることに貢献する。」及び「われわれは、良品廉価を持って顧客に奉仕し、その繁栄とともに、われわれ自身の生活向上を目指す。」を経営理念としております。

上記の企業価値の源泉は、こうした経営理念に基づいたものであり、当社は、これからも人々の社会生活の多様化に対応した「食文化のコーディネーター」人材を多数輩出して、食生活に新たな価値を創造してまいります。

②中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社は、2022年7月に2022年度から2024年度までの「中期経営計画」

(以下「当中期経営計画」といいます。)を対外発表しております。当中期経営計画では「事業ドメインの深耕拡大」をスローガンに、基本方針としては、①既存のマーケットにおけるシェアやプレゼンスを維持しつつ、周辺分野へ販路を拡大と②新規市場に対しての製品開発と人材育成を行い、競争力を強化することの2点を掲げ、全社一丸となって目標の達成に向けて取組みを進めております。具体的な取組みは以下の通りです。

(ア)周辺領域へののにじみ出し戦略の遂行

既に日本社会が少子・高齢化時代に突入して久しく、学校給食を食べる児童・生徒の減少傾向は留まりません。また、入院期間の短縮化などで病院給食市場も飽和状態にあります。こうした中、当社ではこれまでのお客様との関係を大切にし、従来通り学校・病院市場をベースとしつつも、学校統合や単独校方式からセンター方式への切替え、院内調理からセントラルキッチン化への切替えなどのビジネスチャンスを逃さずシェアを拡大してまいります。

これと並行して、従来の業務用厨房機器市場の周辺領域にあたる食品機械市場への販路拡大並びにバリューチェーンでの上流にあたるレイアウト設計やライン設計、導線改善指導等のエンジニアリング・コンサルティング分野へののにじみ出し戦略を遂行します。あわせて、必要に応じてM&A等も活用します。

(イ)SDGsに貢献する製品の開発

当社では、国連で採択されたサステナブル（持続可能）な社会を目指したSDGsの課題目標の達成に寄与するべく、5つのマテリアリティ（重要課題）への取組みを行うことを宣言し、この中のひとつとして「環境にやさしい製品の開発を目指す」ことを掲げております。

当社ではこれまでも同業他社に先駆けて、省力化・省人化への取組みをしてきており、加熱機器では消費電力量を30%削減できる電気フライヤー、炊飯機器ではガス消費量を23%削減できるガス連続炊飯機、洗浄機器では水のリサイクル方式や節水ユニットの採用により使用水量を30%削減できる食器洗浄機を開発してきました。

こうした環境負荷低減のため省エネ性能を向上させるだけでなく、家電リサイクルの為にパーツ洗浄機や残滓（食べ残し）や腐敗による害獣・害虫及び臭いへの対策の為に冷蔵機能付きゴミ箱といった、時流にあった新製品を積極的に導入してまいります。

(ウ)多様な人材が活躍できる環境の整備

当社では業界に先駆けてデジタル技術の活用と情報革新に取り組んでおり、いち早く社員にPCとスマートフォンの配布を完了し、基幹シス

テムの革新と働き方改革を実現しました。当社のDXビジョンでは、顧客への提供価値増大、競争力強化、従業員満足を通じた社会全体への貢献の3つをさらに増大させることとなっており、DX戦略の実行により厨房機器業界内でのデジタル化推進ナンバーワン企業としての立場をより強固にしていきます。

また、刻々と変化する労働環境や従業員意識に対応しつつ、人材を確保・維持するために様々な制度について幅広く検討を行い、積極的に取り入れてまいります。そして、その際に検討対象とする制度については、就業形態や採用、教育など聖域を設けておりません。

(エ) ESGへの取組みと社員満足度の向上

当社の経営理念に「斬新なアイデアの提供」「企業人」という言葉があるように、企業価値の源泉のひとつには当社の人材があり、その人材たる社員からの様々なアイデアの発露が不可欠だと考えております。

優れたアイデアを生み出すためには、安心して働き続けられる環境が必要であり、就業しながら子育てを継続、仕事と子育てを両立させる仕組みが必要です。当社では、2022年度より社員の子どもの給食費を会社が支給する制度を導入し、安心して子どもを生み育てる環境づくりの為の行動をはじめています。

なお、2020年度からは、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用して、全国の自治体様が取組む少子化対策や次世代育成事業への支援を行い、社会問題の解決への貢献や地域との交流などを通じて、社員が誇りを持って仕事に取り組めるようにしています。

当社の社員が、業績向上への意識ばかりではなくサステナブルな社会の実現を目指して、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けて行動することを目指しています。

当中期経営計画でもお示ししたとおり、当社は、以上の(ア)から(エ)の取組みを通じて、経営目標として2025年3月期の売上高325億円を目標とし、長期的には売上高400億円の達成を目指していく所存であります。

③コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。2019年6月には執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行の権限を委譲し、経営責任を明確にするとともに意思決定及び業務執行のスピードアップを図ってまいりました。

当社の取締役会は、現在、取締役5名で構成され、うち社外取締役は2名で、この2名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。また、当社の監査役会は、監査役4名で構成され、うち社外監査役は3名で、そのうち2名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

なお、本株主総会の第2号議案として上程した「取締役8名選任の件」が株主の皆様にご承認されますと、当社の取締役会は取締役8名で構成されることとなり、うち社外取締役は3名となり、そのうち2名について東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

当社は、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

①本プランの目的

当社は、2023年2月17日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

②本プランの概要

本プランは、(i) 当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合を25%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii) 結果として特定株式保有者等の議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii) 上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の

他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が25%以上となるものに限り、以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様は適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に情報の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、本株主総会の終了の時までとされておりますが、本プランの継続が本株主総会において承認された場合は、本プランの有効期間は、本株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとなります。

(注) 本プランの詳細は、2023年2月17日付のプレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。また、当社は、本株主総会に第4号議案として「当社株券等の大量買付行為への対応策の継続の件」を上程しておりますので、第4号議案もご参照ください。

(4) 各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員としての地位を維持することを目的とするものではありません。

②上記(3)について

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(i)買収防衛策に関する各指針等に適合していること、(ii)株主の皆様様の意思が重視されていること、(iii)取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、(iv)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員としての地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,868,699	流動負債	7,152,500
現金及び預金	2,197,200	支払手形	415,116
受取手形	1,256,161	電子記録債務	1,390,128
売掛金	7,246,953	買掛金	3,250,661
商品及び製品	2,187,754	短期借入金	700,000
仕掛品	760,324	リース債務	9,693
原材料及び貯蔵品	825,416	未払金	384,226
前渡金	108,009	未払費用	409,940
前払費用	134,838	未払法人税等	164,467
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	6,427	契約負債	11,682
未収消費税	104,514	預り金	57,018
その他	53,852	前受収益	8,592
貸倒引当金	△12,754	賞与引当金	347,785
固定資産	11,264,888	その他	3,188
有形固定資産	8,245,592	固定負債	1,354,483
建物	3,545,258	長期未払金	220,016
構築物	98,501	リース債務	29,981
機械及び装置	420,228	再評価に係る繰延税金負債	298,917
車両運搬具	544	退職給付引当金	702,631
工具、器具及び備品	71,085	資産除去債	53,342
土地	4,054,948	その他	49,595
リース資産	35,995	負債合計	8,506,984
建設仮勘定	19,030	純資産の部	
無形固定資産	639,087	株主資本	17,938,281
ソフトウェア	609,867	資本金	1,445,600
電話加入権	10,300	資本剰余金	1,537,125
ソフトウェア仮勘定	18,920	資本準備金	1,537,125
投資その他の資産	2,380,207	利益剰余金	14,958,360
投資有価証券	1,257,747	利益準備金	86,779
関係会社株式	240,667	その他利益剰余金	14,871,581
出資金	620	圧縮記帳積立金	12,600
破産更生債権等	39,933	別途積立金	3,930,000
関係会社長期貸付金	123,572	繰越利益剰余金	10,928,981
長期前払費用	46,124	自己株式	△2,804
前払年金費用	268,011	評価・換算差額等	△311,678
繰延税金資産	355,305	その他有価証券評価差額金	595,569
その他	88,158	繰延ヘッジ損益	367
貸倒引当金	△39,933	土地再評価差額金	△907,615
資産合計	26,133,587	純資産合計	17,626,603
		負債純資産合計	26,133,587

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,668,740
売 上 原 価		23,503,133
売 上 総 利 益		7,165,606
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,093,517
営 業 利 益		1,072,089
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,086	
仕 入 割 引	47,164	
補 助 金 収 入	17,958	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	21,273	
為 替 差 益	21,984	
そ の 他	25,733	154,199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,536	
支 払 手 数 料	20,499	
そ の 他	6,967	33,004
経 常 利 益		1,193,284
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 改 定 益	82,047	82,047
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,075	3,075
税 引 前 当 期 純 利 益		1,272,256
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	482,431	
法 人 税 等 調 整 額	△13,352	469,079
当 期 純 利 益		803,177

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
				圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2022年4月1日 残高	1,445,600	1,537,125	86,779	15,635	3,930,000	10,374,865	14,407,279	△2,745
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△252,096	△252,096	
当期純利益						803,177	803,177	
圧縮記帳積立金の取崩				△3,034		3,034	—	
自己株式の取得								△58
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3,034	—	554,115	551,081	△58
2023年3月31日 残高	1,445,600	1,537,125	86,779	12,600	3,930,000	10,928,981	14,958,360	△2,804

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日 残高	17,387,259	465,883	5,541	△907,615	△436,190	16,951,068
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△252,096					△252,096
当期純利益	803,177					803,177
圧縮記帳積立金の取崩	—					—
自己株式の取得	△58					△58
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		129,686	△5,174		124,511	124,511
事業年度中の変動額合計	551,022	129,686	△5,174	—	124,511	675,534
2023年3月31日 残高	17,938,281	595,569	367	△907,615	△311,678	17,626,603

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・原材料・仕掛品（標準部品）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 製品・仕掛品（その他）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

有形固定資産 その他 2～30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

業務用厨房機器製造販売事業

業務用厨房機器製造販売事業においては、厨房機器の仕入商品の販売並びに業務用の炊飯機、洗浄機、消毒保管機等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。

製造及び販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入れ債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方針

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	355,305千円
------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいて将来の課税所得を検討し、近い将来の経営環境の著しい変化の有無を検討した上で、実現可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。将来の課税所得については、新型コロナウイルス感染症の影響を反映した将来予測に基づき算定しております。しかしながら、繰延税金資産の全部又は一部について回収可能性がないと判断した場合、その金額を評価性引当額として繰延税金資産から控除し、また、同額を法人税等調整額として計上することとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社の事業活動への影響については限定的であると考えております。外食産業の現状をみると影響が一定期間残るものと考えられますが、本年5月に日本の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行され、WHOがコロナの緊急事態宣言を解除した状況を鑑みると徐々に平常化していくものと見込んでおります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	321,108千円
土地	1,513,279
計	1,834,388

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

短期借入金	500,000千円
計	500,000

(2) 当社が出資しているPFI事業に関する事業会社(9社)の借入債務に対して担保を提供しており、担保に供する資産は以下のとおりであります。

普通預金	242,581千円
投資有価証券	12,800
計	255,381

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	4,480,693千円
--	-------------

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,987千円
短期金銭債務	1,094

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法については「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	571,399千円

5. コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	961千円
仕入高	9,567
営業取引以外の取引による取引高	464

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,306,000	—	—	6,306,000
合計	6,306,000	—	—	6,306,000
自己株式				
普通株式	3,596	33	—	3,629
合計	3,596	33	—	3,629

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	252,096	40.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	201,675	利益剰余金	32.00	2023年3月31日	2023年6月30日

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	214,302千円
未払金	90,408
未払給与社会保険料	10,830
賞与引当金	106,074
未払賞与社会保険料	16,205
棚卸資産評価損	25,971
投資有価証券評価損	11,909
貸倒引当金	16,073
試験研究費	199,345
未払事業税	13,849
資産除去債務	16,269
その他	19,344
繰延税金資産小計	740,584
評価性引当額	△24,836
繰延税金資産合計	715,748
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△256,144
前払年金費用	△81,743
固定資産圧縮積立金	△5,529
その他	△17,024
繰延税金負債合計	△360,442
繰延税金資産の純額	355,305

上記の他、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している、土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は下記のとおりであります。

土地の再評価に係る繰延税金資産	484,570千円
評価性引当額	△484,570
土地の再評価に係る繰延税金負債	△298,917
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△298,917

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用

資金運用は、短期的な預金等及び安全性の高い金融資産での運用に限定しております。

資金調達

資金調達は、銀行等の金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブについては、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための取引及び長期借入金の金利変動リスクを回避するための取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

営業債権：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の財務状況等に係る信用リスクに晒されております。

関係会社貸付金：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

関係会社貸付金は、当社が関係会社に対し行っているものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式：市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

投資有価証券及び関係会社株式である株式は、上場株式には市場価格の変動リスク、非上場株式には財務状況の悪化リスクが存在しております。なお、株式の取得は業務上の関係を有する企業に関連したものに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

金融負債

営業債務：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（為替変動）

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、短期に支払期日が到来するため、資金繰りに関する流動性リスクが存在しております。また、買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクが存在しております。

借入金：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（金利変動）

借入金には、資金繰りに関する流動性リスク及び市場における金利変動リスクが存在しております。

償還期限について

借入金の償還期限は最長1年であります。

デリバティブ

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方針等については、前述「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項「(1) ヘッジ会計の方法」」」をご参照ください。

(3) リスク管理体制

信用リスク

与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による不良債権の発生防止に努めております。

市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

定期的に時価を把握し、必要に応じて取締役会に報告しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク（為替変動・金利変動）

必要に応じてヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び金利スワップ取引によるリスク管理を行うものとしております。

流動性リスク（資金繰り）

資金管理取扱規程に従い、適時に資金計画を作成して資金繰りを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を採用しております。よって、当該価額の算定において異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（「その他有価証券」（貸借対照表計上額 27,280千円）、「関係会社株式」（貸借対照表計上額 240,667千円））は、次表に含まれておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」及び、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	1,230,467	1,230,467	—
② 関係会社長期貸付金	123,572	123,572	—
③ デリバティブ取引 (*)	528	528	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,230,467	—	—	1,230,467
デリバティブ取引				
通貨関連	—	528	—	528

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	—	123,572	—	123,572

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、当社で使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しており、一部を賃貸用オフィスとして使用しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,188,589	1,738,907

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	業務用厨房機器 製造販売事業	不動産賃貸事業	計
製品売上高	25,205,972	—	25,205,972
商品売上高	5,363,156	—	5,363,156
顧客との契約から生じる収益	30,569,128	—	30,569,128
その他の収益	—	99,611	99,611
外部顧客への売上高	30,569,128	99,611	30,668,740

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
売掛金	6,397,722
受取手形	524,900
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
売掛金	7,246,953
受取手形	1,256,161
契約負債 (期首残高)	
前受金	74,514
契約負債 (期末残高)	
前受金	11,682

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、73,019千円であります。

なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,796円82銭
1株当たり当期純利益	127円44銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2023年6月29日開催予定の第67期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、1994年4月1日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬限度額は年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額60百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

自己株式の取得

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

「譲渡制限付株式報酬制度の導入」に記載のとおり、2023年6月29日開催予定の第67期定時株主総会における取締役の報酬に関する議案の承認を条件として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。本件自己株式の取得は対象取締役に対して当該制度の導入後に交付する譲渡制限付株式に複数年度にわたって充当するためであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 30,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.48%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 60,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2023年5月15日～2023年12月31日 |

XII. その他の注記

退職給付制度の移行

当社は、2022年4月1日より現行の退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度に移行いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日改正）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について、退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

なお、本移行に伴い当事業年度の特別利益として退職給付制度改定益82,047千円を計上しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社中西製作所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 好 慧
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中西製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びピロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社中西製作所 監査役会

常勤監査役	松	田	陽	一	⑩
社外監査役	森			巖	⑩
社外監査役	上	願	敏	來	⑩
社外監査役	辻	坂	清	志	⑩

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金32円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は201,675,872円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため3名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	なかにしかずま 中西一真 (1981年9月29日生)	2008年3月 当社入社 2016年4月 当社管理部長 2017年6月 当社代表取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	550,900株
2	ひらやまやすお 平山康雄 (1964年11月9日生)	1983年3月 当社入社 2005年6月 当社名古屋支店長 2016年6月 当社西日本ブロック長 2019年6月 当社執行役員営業統括 2019年10月 株式会社アイチ製菓機械 代表取締役社長（現任） 2021年6月 当社取締役営業本部長（現任）	14,700株
3	うえむらたつや 上村辰也 (1964年11月18日生)	1988年5月 当社入社 2012年3月 当社中四国支店長 2019年6月 当社執行役員奈良工場長 2021年6月 当社取締役生産本部長（現任） 2022年12月 有限会社三協機設代表取締役社長（現任）	6,400株
※ 4	よしだみつる 吉田満 (1967年8月14日生)	1992年7月 当社入社 2012年10月 当社九州支店長 2019年6月 当社執行役員西日本ブロック長（現任）	8,400株
※ 5	すずきかつや 鈴木克也 (1967年7月14日生)	1992年4月 当社入社 2008年4月 当社東北支店長 2016年11月 当社東京支店長 2019年6月 当社執行役員東日本ブロック長（現任）	500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
6	辻井 一成 (1955年11月12日生)	1986年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1991年4月 辻井法律事務所開設 1999年7月 堂島総合法律事務所開設 同事務所パートナー弁護士 (現任) 2011年4月 大阪弁護士会副会長就任 2012年3月 大阪弁護士会副会長退任 2015年6月 当社社外取締役(現任)	一株
7	長昌 ルミ (1977年1月26日生)	1997年4月 株式会社高等進学塾取締役 2004年6月 社会福祉法人隆生福祉会 理事(現任) 2006年9月 医療法人優心ながよしデンタル クリニック理事・副院長 (現任) 2011年2月 株式会社高等進学塾代表取締 役 2016年11月 株式会社高等進学塾代表取締 役退任 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株
※ 8	森 巖 (1958年3月26日生)	1982年4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 2011年1月 日油株式会社入社 経営企画室海外担当部長 2021年4月 日油株式会社退社 2021年6月 当社社外監査役(現任)	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者に関する事項

① 候補者辻井一成氏は社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役であります
が、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。な
お、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま
す。

候補者長昌ルミ氏は社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役であります
が、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。な
お、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま
す。

候補者森巖氏は社外取締役候補者であり、現在、当社の社外監査役であります
が、本総会終結の時をもって社外監査役を辞任により退任いたします。社外監査役として
の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

② 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要は、次のとおりでありま

す。

辻井一成氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な専門知識や経験等を活かして、取締役の職務の執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

長昌ルミ氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、社会福祉法人隆生福祉会等の経営に長年にわたって携われ、会社経営に精通しており、その豊富な知識や経験等を活かして、取締役の職務の執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。

森巖氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、これまで他社において海外部門、内部監査部門での豊富な経験を有しており、その豊富な知識や経験等を活かして、取締役の職務の執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。

- ③ 各氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 各氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ⑤ 当社は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任が承認可決された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社の役員等（取締役および監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は当社と当社の非連結子会社を対象とした同内容での更新をいたしております。

【ご参考】役員選任議案可決後の体制

本議案が原案どおり承認可決された場合、役員の構成は次のとおりとなる予定であります。

ご参考までに各役員に期待する分野を記載しております。

	氏名	属性	在任期間	特に専門性を期待する分野					
				経営トップ経験	製造・開発	営業・マーケティング	管理・財務	法務・リスク管理	グローバル経験
取締役	中西 一真		6年	○	○		○		
	平山 康雄		2年	○		○			
	上村 辰也		2年	○	○	○			
	吉田 満		—			○			
	鈴木 克也		—			○			
	辻井 一成	社外・独立	8年					○	
	長昌 ルミ	社外・独立	4年	○					
	森 巖	社外	2年						○
監査役	松田 陽一		3年			○			
	上願 敏來	社外・独立	1年				○		
	辻坂 清志	社外・独立	1年					○	

(注) 社外取締役森巖氏の在任期間には、社外監査役での2年を含んでおります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会にて、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後３か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡

制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

本議案が承認可決された場合に変更予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンテ

ィブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬（金銭報酬および非金銭報酬）とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬（金銭報酬）を支払うこととする。なお、金銭報酬は、決定額を月額換算して支払うこととし、賞与支給は行わない。

b. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役は、業績（営業利益）等を基準に7段階で評価する。

c. 自社株報酬（非金銭報酬）

取締役社長、専務取締役、常務取締役およびその他業務執行取締役に対しては、報酬額の一定割合を自社株報酬（譲渡制限付株式）として支給する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記の方針に基づき、個人別の報酬額については、代表取締役社長が、その具体的内容の決定権の委任を受けるものとする。

なお、委任理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野の評価を上記の方針の基準に従って決定するのに適しているからである。

第4号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の継続の件

当社は、2023年2月17日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、下記のとおり、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本プランの有効期間は、本株主総会の終了の時までとしておりましたが、本プランの継続については、本株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しておりましたので、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの導入を決議した2023年2月17日開催の当社取締役会においては、社外取締役2名及び社外監査役3名の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

また、2023年3月31日現在における当社の大株主の状況は、参考資料1「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実はありません。

記

I. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するお

それがあつもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、昭和21年（1946年）11月の戦後学校給食の再開された年に、給食用アルミ食器の販売を目的として創業され、その後、1958年8月に業務用厨房機器の製造及び販売を目的として会社組織に再編される形で、大阪府大阪市生野区（現在の本店所在地）に設立されました。

その後、学校給食用の大量調理用機器として、調理機、洗浄機、また、日本初となる熱風消毒保管機を開発し、自動フライヤー、自動炊飯システムといった省力化・省人化システムの開発にもいち早く取り組んでまいりました。また、当社の戦略製品である連続式過熱水蒸気調理機のSVロースターは学校給食だけでなく、弁当・惣菜工場など短時間で大量の調理を行う必要があるお客様に広く導入されております。

こうした開発への努力が実を結び、当社のお客様は、学校給食センターなどの学校給食分野や医療や老人福祉関連などの病院給食分野、学生食堂・社員食堂などの事業所給食分野だけでなく、大手外食チェーン店などの外食産業や、食生活の多様化を背景に惣菜やレトルト食品、コンビニ弁当などを調理する食品工場など多岐にわたっております。

また、コロナ禍によって、経済格差と栄養状態の格差の関係も注目を集めるようになりましたが、当社は食事において安価な値段で誰もが適正な栄養を補給できる社会の実現を目指すべきと考えております。これをひとつの形として実現し

ているのが学校給食制度であり、当社は、世界的にも注目をされている日本の学校給食制度を支える企業としての自覚と自負を持って日々の業務に励んでおります。

当社では、当社の強みを、単なる機械メーカーに留まらず、お客様の課題に対して「提案」、「設計」、「施工」、「開設支援」を一貫してご提供できる点にあると考えており、業態や地域を超えて様々な分野の厨房を「トータルサポート」できることが当社の企業価値の源泉のひとつであると考えております。

また、全国に展開した販売網を基盤として、時代の流れやマーケットニーズを的確に捉えた製品やトータルシステムの開発を進められる「企画・開発力」、そして全国の学校給食インフラの維持・サポートを行う「メンテナンス力」が、当社の企業価値の源泉の重要な要素となっていると考えております。

当社では、「われわれは、切磋琢磨して、斬新なアイデアを提供できる企業人となり、万人の食生活をますます豊かにすることに貢献する。」及び「われわれは、良品廉価を持って顧客に奉仕し、その繁栄とともに、われわれ自身の生活向上を目指す。」を経営理念としております。

上記の企業価値の源泉は、こうした経営理念に基づいたものであり、当社は、これからも人々の社会生活の多様化に対応した「食文化のコーディネーター」人材を多数輩出して、食生活に新たな価値を創造してまいります。

2. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社は、2022年7月に2022年度から2024年度までの「中期経営計画」（以下「当中期経営計画」といいます。）を対外発表しております。当中期経営計画では「事業ドメインの深耕拡大」をスローガンに、基本方針としては、①既存のマーケットにおけるシェアやプレゼンスを維持しつつ、周辺分野へ販路を拡大と②新規市場に対しての製品開発と人材育成を行い、競争力を強化することの2点を掲げ、全社一丸となって目標の達成に向けて取組みを進めております。具体的な取組みは以下のとおりです。

①周辺領域へののにじみ出し戦略の遂行

既に日本社会が少子・高齢化時代に突入して久しく、学校給食を食べる児童・生徒の減少傾向は留まりません。また、入院期間の短縮化などで病院給食市場も飽和状態にあります。こうした中、当社ではこれまでのお客様との関係を大切に、従来どおり学校・病院市場をベースとしつつも、学校統合や単独校方式からセンター方式への切替え、院内調理からセントラルキッチン化への切替えなどのビジネスチャンスを見逃さずシェアを拡大してまいります。

これと並行して、従来の業務用厨房機器市場の周辺領域にあたる食品機械市場への販路拡大並びにバリューチェーンでの上流にあたるレイアウト設計やラ

イン設計、導線改善指導等のエンジニアリング・コンサルティング分野へのに
じみ出し戦略を遂行します。あわせて、必要に応じてM&A等も活用します。

②SDGsに貢献する製品の開発

当社では、国連で採択されたサステナブル（持続可能）な社会を目指した
SDGsの課題目標の達成に寄与するべく、5つのマテリアリティ（重要課題）へ
の取組みを行うことを宣言し、この中のひとつとして「環境にやさしい製品の
開発を目指す」ことを掲げております。

当社ではこれまでも同業他社に先駆けて、省力化・省人化への取組みをして
きており、加熱機器では消費電力量を30%削減できる電気フライヤー、炊飯機
器ではガス消費量を23%削減できるガス連続炊飯機、洗浄機器では水のリサイ
クル方式や節水ユニットの採用により使用水量を30%削減できる食器洗浄機を
開発してきました。

こうした環境負荷低減のため省エネ性能を向上させるだけでなく、家電リサ
イクルのためのパーツ洗浄機や残滓（食べ残し）や腐敗による害獣・害虫及び
臭いへの対策のための冷蔵機能付きゴミ箱といった、時流にあった新製品を積
極的に導入してまいります。

③多様な人材が活躍できる環境の整備

当社では業界に先駆けてデジタル技術の活用と情報革新に取り組んでおり、い
ち早く社員にPCとスマートフォンの配布を完了し、基幹システムの革新と働き
方改革を実現しました。当社のDXビジョンでは、顧客への提供価値増大、競争
力強化、従業員満足を通じた社会全体への貢献の3つをさらに増大させること
となっており、DX戦略の実行により厨房機器業界内でのデジタル化推進ナンバ
ーワン企業としての立場をより強固にしていきます。

また、刻々と変化する労働環境や従業員意識に対応しつつ、人材を確保・維
持するために様々な制度について幅広く検討を行い、積極的に取り入れてまい
ります。そして、その際に検討対象とする制度については、就業形態や採用、
教育など聖域を設けておりません。

④ESGへの取組みと社員満足度の向上

当社の経営理念に「斬新なアイデアの提供」「企業人」という言葉があるよ
うに、企業価値の源泉のひとつには当社の人材があり、その人材たる社員から
の様々なアイデアの発露が不可欠だと考えております。

優れたアイデアを生み出すためには、安心して働き続けられる環境が必要で
あり、就業しながら子育てを継続、仕事と子育てを両立させる仕組みが必要で
す。当社では、2022年度より社員の子どもの給食費を会社が支給する制度を導
入し、安心して子どもを生み育てる環境づくりのための行動をはじめていま
す。

なお、2020年度からは、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し

て、全国の自治体様が取組む少子化対策や次世代育成事業への支援を行い、社会問題の解決への貢献や地域との交流などを通じて、社員が誇りを持って仕事に取り組めるようにしています。

当社の社員が、業績向上への意識ばかりではなくサステナブルな社会の実現を目指して、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けて行動することを目指しています。

当中期経営計画でもお示したとおり、当社は、以上の①から④の取組みを通じて、経営目標として2025年3月期の売上高325億円を目標とし、長期的には売上高400億円の達成を目指していく所存であります。

3. コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。2019年6月には執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行の権限を委譲し、経営責任を明確にするとともに意思決定及び業務執行のスピードアップを図ってまいりました。

当社の取締役会は、現在、取締役5名で構成され、うち社外取締役は2名で、この2名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。また、当社の監査役会は、監査役4名で構成され、うち社外監査役は3名で、そのうち2名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

なお、本株主総会の第2号議案として上程した「取締役8名選任の件」が株主の皆様にご承認されますと、当社の取締役会は取締役8名で構成されることとなり、うち社外取締役は3名となります。そのうち2名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

当社は、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. 「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に

関する基本方針」記載の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資さない当社株券等の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反するような株券等の大量買付けを抑止するためには、大量買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量買付けを行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様様の判断の参考に供すること、当社取締役会が買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量買付けに対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ．「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランの継続を株主の皆様にお諮りすることといたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、(i)当社の株券等¹の特定株式保有者等²の議決権割合³を25%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii)結果として特定株式保有者等の議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii)上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主⁴との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁵を樹立する行為⁶（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が25%以上となるものに限り、以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3. (1) イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに独立委員会（詳細については下記3. (3) ア「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2 (i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下、同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下、同様とします。）又は、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、その方法を問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者をいいます。）を意味します。

3 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式総数（ただし、議決権のある株式に限り、）から、有価証券報告書又は四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数及び有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（ただし、単元未満株式数を除きます。）を減じた株式数（ただし、単元未満株式数を除きます。）を、1単元の株式数で除した数とします。

4 複数である場合を含みます。以下、(iii)において同様とします。

5 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

6 上記(iii)所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要なと判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、本プランの導入時点において、①既に当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合が25%以上となっている者は大量買付者の定義から除く（ただし、その者が、本プランの導入時点以後に当社の株券等を取得した場合は大量買付者の定義から除かないものとします。）ものとし、また、②当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合が25%以上となっている者のうち、当社の事業活動の支配又は当社の事業活動に対する影響力の行使を目的としないと判断される者についても大量買付者の定義から除くものとしておりました（ただし、②は、その者が当社の株券等について議決権割合で25%以上を保有する者でなくなるように当社の株券等を速やかに処分する場合又は当社の株券等について（当該株券等に関する議決権その他の権利の行使又は留保を一切行うことなく）当社が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限ります。）が、この点は、本プランの継続にあたっても同様となります。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様ご意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

なお、本プランの手続の流れについては、参考資料2「本プランの概要」をご参照ください。

3. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為等を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大量買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為等の概要及び大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様ご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者

には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ②大量買付行為等の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大量買付行為等後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③大量買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④大量買付行為等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤大量買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥大量買付行為等後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦大量買付行為等後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧当社の大量買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為等の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為等の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為等に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、大量買付行為等の提案があった事実及び大量買付者

から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)の本検討期間の始期及び終期を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大量買付行為等の検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大量買付行為等の内容に応じて、下記a. 及びb. の期間を設定し、大量買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4. (1)ウのとおり、株主総会の開催を決定した場合には当社株主総会において対抗措置の発動の是非が決定されるまで）は大量買付行為等を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. a. 以外の方法による大量買付行為等の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

なお、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を受けて、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を通じて、大量買付行為等に関する当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめ、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外者のみから構成される独立委員会を設置します（独立委員会の規則の概要については参考資料3「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。なお、現在の独立委員及びその略歴等については参考資料4「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりとなりますが、本株主総会において本プランの継続が承認された場合、当社は、本株主総会の終了後最初に開催される取締役会での決議を経て、参考資料4に記した現在の独立委員を再任する予定です。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内において審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができます。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができます。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

当社取締役会は、独立委員会から勧告が行われた場合は、勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について適時適切に開示を行います。また、当社取締役会における判断にあたっては、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が大量買付行為等を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4. 大量買付行為等に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与えうる規模の大量買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為等を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為等の内容等を検討した結果、当該大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑨のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ①真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ②当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為等を行っている場合

- ③当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為等を行っている場合
- ④当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為等を行っている場合
- ⑤最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大量買付行為等を行っている場合
- ⑥買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
- ⑦大量買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧大量買付者の提示する当社の経営方針及び事業計画等が、当社の製品等の安定供給に支障を来す恐れを生じさせ、当社の顧客の利益に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、その結果、当社が上記Ⅱ 1. に記載の当社の経営理念を果たせなくなると合理的に判断される場合
- ⑨大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大量買付者による大量買付行為等の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為等を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも、大量買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々々の状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料5「新株予約権の概要」とおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為等の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採

ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本株主総会において本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本株主総会において承認された場合の有効期間は、本株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様へ不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 各取組み等に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.）について

上記Ⅱ.「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）についての判断

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する各指針等に適合すること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）に規定される各事項を遵守するものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が平成27年6月1日付で公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様の意思が重視されていること

当社は、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。

また、上記Ⅲ.5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ.4.(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社

取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意味形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ. 3. (1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

①独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大量買付行為等がなされた場合には、上記Ⅲ. 3. (3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

②合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記Ⅲ. 4.「大量買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付行為等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策⁷ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策⁸でもありません。

⁷ 取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策を意味します。

⁸ 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策を意味します。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大量買付行為等に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ.4.「大量買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより、当該大量買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも、大量買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておられません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料5「新株予約権の概要」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

以上

参考資料 1

当社の大株主の状況 (2023年 3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
C G M L P B C L I E N T A C C O U N T / C O L L A T E R A L	1,017千株	16.1%
中 西 一 真	550千株	8.7%
中 西 製 作 所 取 引 先 持 株 会	538千株	8.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	479千株	7.6%
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E I E D P A I F C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T	400千株	6.3%
中 西 昭 夫	326千株	5.1%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	301千株	4.7%
フクシマガリレイ株式会社	185千株	2.9%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160千株	2.5%
中 西 製 作 所 従 業 員 持 株 会	158千株	2.5%

- (注) 1 発行済株式総数は6,306,000株です。
2 持株比率は自己株式(3,629株)を控除して計算しております。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から選任される。

3. 独立委員の任期

- (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される独立委員会の議長又は各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 独立委員会の権限事項

- (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 次項に基づき対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 独立委員会への出席

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

参考資料 4

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 辻井 一成 (つじい かずなり)

略歴

1955年11月12日生

1986年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)

1991年4月 辻井法律事務所開設

1999年7月 堂島総合法律事務所開設 同事務所パートナー弁護士 (現任)

2011年4月 大阪弁護士会副会長就任

2012年3月 大阪弁護士会副会長退任

2015年6月 当社社外取締役 (現任)

氏名 上願 敏來 (じょうがん としき)

略歴

1960年4月16日生

1979年4月 大阪国税局入局

2013年7月 浪速税務署長

2020年7月 大阪国税局調査第二部長

2021年9月 上願敏來税理士事務所開設 同事務所代表 (現任)

2022年1月 株式会社ジェイ・エス・ビー社外監査役 (現任)

2022年6月 当社社外監査役 (現任)

氏名 辻坂 清志 (つじさか きよし)

略歴

1985年10月30日生

2013年1月 弁護士登録 (大阪弁護士会)

弁護士法人権藤・黒田法律事務所
(現弁護士法人権藤&パートナーズ) 入所

2020年3月 同法人パートナー弁護士 (現任)

2022年6月 当社社外監査役 (現任)

注：当社との関係について

辻井一成氏は、当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

上願敏來及び辻坂清志の両氏は、当社の社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

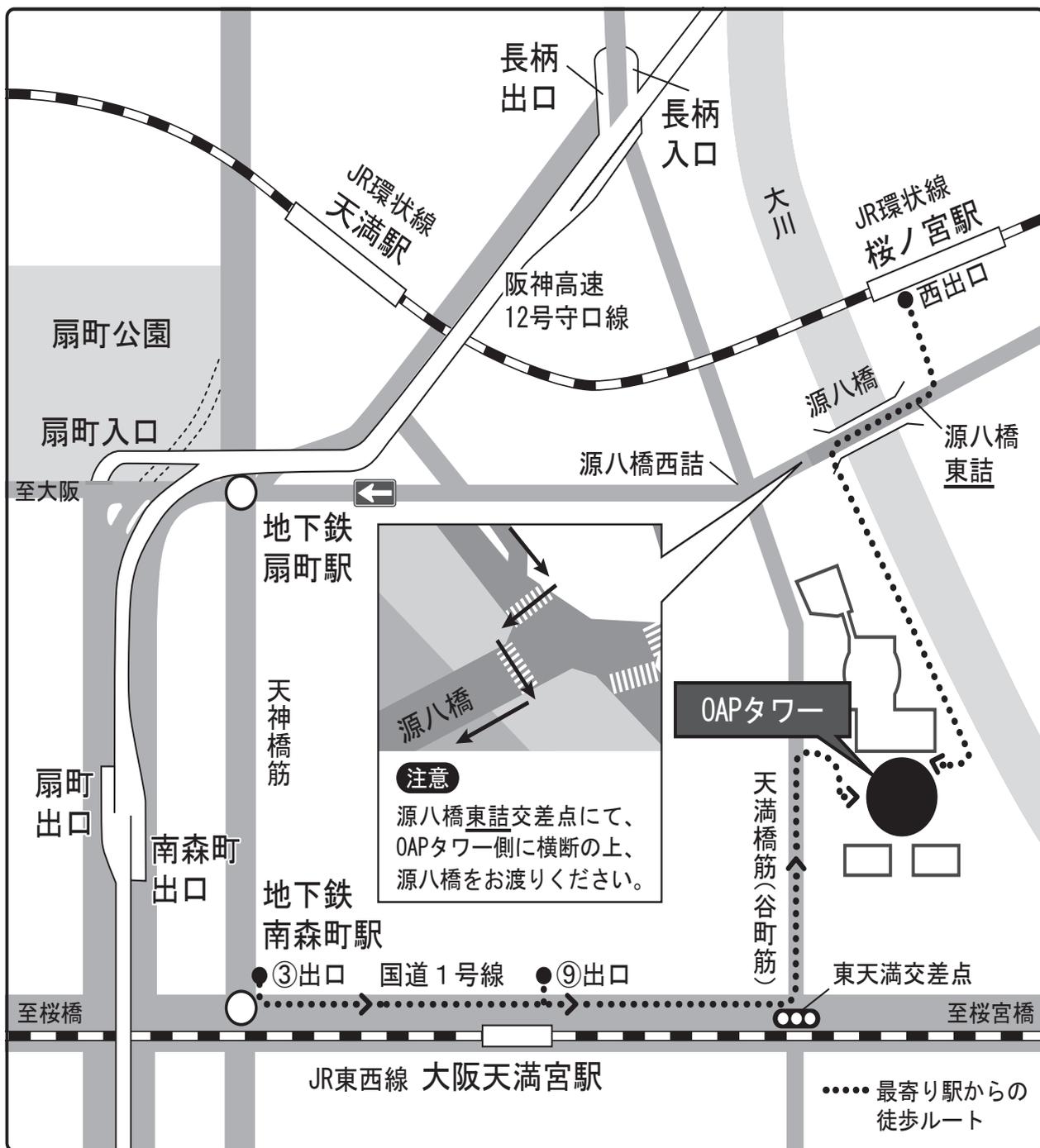
参考資料5

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下の7.において定める行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその共同保有者等（大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味するものとし、並びに大量買付者及びその共同保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項は、当社取締役会において別途定める。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階

TKPガーデンシティ大阪OAPタワー

電話 (06) 4801-8955

交通のご案内

● JR環状線 桜ノ宮駅西出口より徒歩約10分

● JR東西線 大阪天満宮駅⑨号出口より徒歩約10分

● 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅③号出口より徒歩約15分
(大阪天満宮駅と南森町駅は地下通路でつながっております。)

◎ 株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、株主優待制度を導入したことにより廃止させていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。